

○一宮町高校生等医療費の助成に関する規則

平成25年7月31日

規則第24号

改正 平成26年3月31日規則第6号

平成27年4月1日規則第9号

平成27年12月18日規則第20号

平成28年3月31日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高校生等の保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で高等学校、専門学校等へ就学している者(就職している者及び就学していない者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で高校生等を現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。

(6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(7) 高校生等医療自己負担金 町が高校生等医療費助成事業による給付決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。

(8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(助成対象医療)

第3条 助成の対象となる医療は、高校生等の傷病に係る医療のうち、法令に定める医療給付制度及びその他国又は県において別に定める制度に基づき医療費の支給を受けられる部分以外の医療であって、医療費を支払った日の翌日から2年以内に助成の申請のあるものとする。ただし、第三者行為による傷病に係る医療及び休日並びに夜間診療に係る医療を除く。

(助成対象者)

第4条 高校生等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者とする。

(1) 高校生等が保険医療機関で受診した日に本町に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 高校生等で医療保険各法の規定により保険給付の対象となった者

(3) 高校生等が保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

(4) 保護者となる者が所得に関する申告をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2) 施設等へ入所しているとき。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。

(4) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。

(5) 婚姻したとき。

(助成対象期間)

第5条 この規則に定める医療費の助成対象期間は、町長が申請書を受理した日から開始し、18歳に達する日以降の最初の3月末日までとする。ただし、入院期間が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間からその翌年度以降の期日までに継続する場合はその退院までの期間とする。ただし、転入者については、転入日の翌日から起算して1月以内に申請を行った場合に、助成期間の開始を転入日に遡ることができる。

(優先関係)

第6条 高校生等に係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第7条 高校生等医療費として助成する額は、次のとおりとする。ただし、高校生等の属する世帯が町民税所得割課税世帯である場合にあっては、別表に定める高校生等医療自己負担金を控除した額(一部負担金が高校生等医療自己負担金に満たないときはその額)とする。なお保険調剤については、別表に定める階層区分にかかわらず、自己負担金を徴しないものとする。負担額及び他の法令等による公費負担医療制度により給付決定をした場合において、保護者が負担すべき自己負担額から他の法令等により国又は地方公共団体による医療費給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規制定款による附加給付金の支給額を控除して得た額とする。

- (1) 助成対象者が高校生等に係る保険給付につき保険医療機関で一部負担金を負担した場合は、その一部負担金に相当する額
  - (2) 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金に相当する額
- 2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規制定款等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。
- 3 助成対象者が保険医療機関の発行する医療費計算書を添付して助成金を申請する場合の証明手数料は、助成対象者の負担とする。

(登録の申請)

第8条 助成対象者は、一宮町高校生等医療費助成事業申請書（別記第1号様式）に次に掲げる各号の書類を添えて受給資格の登録を町長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第3号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し
- (2) 主たる生計維持者の所得及び高校生等医療自己負担金の算定に必要な町民税額の状況を証す書類
- (3) 学生証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号の書類は、町長が公簿等で確認できる場合は、これを省略することができる。

（受給資格の認定等）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかに審査を行い、資格要件に該当すると認められる場合は台帳に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、資格要件に該当しない場合は、申請者へ高校生等医療費助成事業却下通知書（別記第4号様式）により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

3 町長は、毎年7月1日時点の世帯の市町村民税額を確認し、階層区分の更新を行う。

（届出の義務）

第10条 助成対象者は、第8条の規定による申請内容に変更が生じた場合は、速やかに高校生等医療費助成事業受給資格登録変更申請書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請により、階層区分の変更が生じる場合は、階層の再認定を行い、再認定日の翌月1日から資格を有効とするよう登録を更新する。

（助成の申請）

第11条 高校生等医療費の助成を受けようとするときは高校生等医療費助成金交付申請書（別記第3号様式）に保険医療機関が発行する領収書及び学生証の写しを添えて町長に申請しなければならない。

（助成の決定）

第12条 町長は、前条に基づき申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給

付の決定又は、申請却下の決定について高校生等医療費助成事業給付決定・申請却下通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

2 前項に規定する審査にあたって助成対象者が申請時に、町税及び保育料の未納がある場合は、申請却下の決定をするものとする。

3 前項の規定に該当しなくなったときは、再度高校生等医療費助成交付申請書を受理し、その内容を適正と認めた場合は、給付を決定するものとする。

（受給資格の消滅）

第13条 受給資格は、第4条に規定する助成対象者でなくなったとき、消滅するものとする。

（助成金の返還）

第14条 町長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第20号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこ

の規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の一宮町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の一宮町個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の一宮町税条例施行規則、第4条の規定による改正前の一宮町国民健康保険税減免取扱規則、第5条の規定による改正前の一宮町一時保育事業実施規則、第6条の規定による改正前の一宮町子ども・子育て支援法施行細則、第7条の規定による改正前の一宮町保育の利用に関する規則、第8条の規定による改正前の一宮町立保育所の延長保育の実施に関する規則、第9条の規定による改正前の一宮町子ども医療費助成事業に関する規則、第10条の規定による改正前の一宮町高校生等医療費の助成に関する規則、第11条の規定による改正前の一宮町児童手当事務取扱規則、第12条の規定による改正前の老人福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則、第14条の規定による改正前の一宮町福祉団体等施設利用助成金交付規則、第15条の規定による改正前の一宮町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、第16条の規定による改正前の一宮町知的障害者福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の一宮町自立支援医療費（育成医療）の支給認定に関する規則、第18条の規定による改正前の一宮町地域生活支援事業実施規則、第19条の規定による改正前の一宮町補装具費の支給に関する規則、第20条の規定による改正前の一宮町コミュニケーション支援事業実施規則、第21条の規定による改正前の一宮町移動支援事業実施規則、第22条の規定による改正前の一宮町日常生活用具給付事業実施規則、第23条の規定による改正前の一宮町地域活動支援センター等利用事業実施規則、第24条の規定による改正前の一宮町訪問入浴サービス事業実施規則、第25条の規定による改正前の一宮町更生訓練費支給事業実施規則、第26条の規定による改正前の一宮町知的障害者職親委託制度事業実施規則、第27条の規定による改正前の一宮町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施規則、第28条の規定による改正前の一宮町身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則、第29条の規定による改正前の一宮町日中一時支援事業実施規則、第30条の規定による改正前の一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例施行規則、第31条の規定による改正前の一宮町低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則、第32条の規定による改正前の一宮町介護保険条例施行規則、第33条の規定による改正前の

一宮町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、第34条の規定による改正前の一宮町後期高齢者医療に関する条例施行規則及び第35条の規定による改正前の一宮海岸管理条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第7条関係）

階層区分	世帯区分	負担基準額（円）
		入院1日及び通院1回につき
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	町民税非課税世帯	0
C	町民税所得割非課税世帯であって、町民税均等割のみ課税世帯	0
D	町民税所得割課税世帯	300

（注）

- 1 同日に入院又は通院が重複する場合は、それぞれを1日又は1回として、自己負担額を算定する。
- 2 階層区分の認定は、毎年7月1日時点の町民税の課税状況で認定する。
- 3 町民税所得割の計算にあたっては、以下の税額控除による税額控除前の所得割で階層区分を認定することとする。
  - (1) 外国税額控除（地方税法第314条の8）
  - (2) 配当控除（地方税法附則第5条第3項）
  - (3) 住宅借入等特別控除（地方税法附則第5条の4）

以上の取扱いは平成25年8月以降の申請及び更新から適用する。

  - (4) 寄附金税額控除（地方税法第314条の7）

以上の取扱いは平成25年8月以降の申請及び更新から適用する。

別記第1号様式(第8条関係)

一宮町高校生等医療費助成事業登録申請書

平成 年 月 日

扶養義務者(保護者)	住所	(〒 - )		電話	( )		
	フリガナ			生年月日	配偶者		
	氏名			年 月 日	有・無		
	個人番号						
	各年1月1日の住所	今年	昨年	※町外の場合は保護者の所得課税証明又は非課税証明が必要です(控除対象配偶者となっている方は不要) ※必要な年度は申請月により異なります			
	申請者の住所	町内・町外	町内・町外				
	配偶者の住所	町内・町外	町内・町外				
高校生等	住所	(〒 - ) 一宮町		生年月日	性別		
	フリガナ			年 月 日	男・女		
	就学先	名称					
		住所	(〒 - )		電話番号 - -		
世帯全員	氏名	続柄	生年月日	同居・別居			
	1		年 月 日	同居・別居			
	2		年 月 日	同居・別居			
	3		年 月 日	同居・別居			
	4		年 月 日	同居・別居			
	5		年 月 日	同居・別居			
	6		年 月 日	同居・別居			
	7		年 月 日	同居・別居			
振込口座	金融機関名	銀行・金庫・組合・農協	支店名	本店・支店・出張所			
	口座番号	普通・当座					
	フリガナ	-----					
	口座名義人						

高校生等が加入する保険証の写しが必要です

<p>上記のとおり、高校生等医療費助成事業の申請をします。          なお、高校生等医療費助成金の算定に必要な世帯員の住民基本台帳、所得及び住民税額の課税状況と町税の納税状況、保育料の納入状況を調査することに同意します。</p> <p>一宮町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p> <p>高校生等医療費助成事業自己負担金又は高額療養費の自己負担限度額が、住民税額によって異なるためです。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 高額療養費について一宮町が過払いとなっている場合は、保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を私が町へ支払います。また、町が高額療養費の一部又は全部を負担した場合は、町と保険者で負担相当額について相殺することに同意します。
- 2 家族療養費附加給付金を私が保険者から受領した場合は、当該相当額を一宮町へ支払います。



別記第2号様式（第10条関係）

高校生等医療費助成事業受給資格登録変更申請書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 (保護者)	住 所	(〒 - )
	電 話	- -
	氏 名	(高校生等との続柄 印 )

下記のとおり高校生等医療費助成事業受給登録の内容に変更・誤りがありましたので、受給登録の変更を申請します。

記

保護者氏名	住 所	(〒 - )		
	フリガナ		電話番号	高校生等との続柄
	氏 名	印	- -	
高校生等	住 所	(〒 - ) 一 宮 町		
	フリガナ		生年月日	性 別
	氏 名		年 月 日 生	男 ・ 女
世帯構成	氏 名	続柄	氏 名	続柄
加入医療保険	名 称			
	記 号		番 号	
	附 加 給 付	無 ・ 有 自己負担限度額 円 円未満切捨て		
就 学 先	名 称			
	住 所	(〒 - )		
	電 話 番 号			

注) 変更があった事項のみ記入してください。

医療保険が変更になった場合は、変更後の被保険者証等の写し（高校生等の氏名が記載されたもの）を添付して下さい。

就学先が変更となった場合は、学生証等の写しを添付してください。

別記第3号様式（第11条関係）

高校生等医療費助成金交付申請書

年 月 日

一宮町長 様

保護者 住 所

電話番号

氏 名

㊦

高校生等医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな		男・女	年 月 日生れ	歳
高校生等氏名				
住 所				
加入医療保険	名 称			
	記 号		番 号	
	附加給付	無 ・ 有 自己負担限度額 円 円未満切捨て		
就 学 先	名 称			
	住 所	(〒 ー )		
	電 話 番 号	ー ー		
振 込 口 座	金融機関名	銀行 ・ 金庫 ・ 組合 ・ 農協		
	本支店名	本店 ・ 支店 ・ 出張所		
	口座番号	普通 ・ 当座		
	(カタカナ) 口座名義人	-----		

別記第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

一宮町長

### 高校生等医療費助成事業却下通知書

年 月 日付けで申請された高校生等医療費助成事業申請については、下記の理由により却下します。

#### 記

##### 1 却下理由

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、書面をもって一宮町長に審査請求をすることができます。
- 2 決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に提起しなければなりません。

第 号  
年 月 日

様

一宮町長

高校生等医療費助成事業給付決定・申請却下通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった高校生等医療費の助成について下記のとおり決定・却下したので通知します。

平成 年 月 日

一 宮 町 長

印

記

- 1 決定 助成金額 円  
2 却下 理 由

高校生等氏名								
診療 年月	診療 区分	医療 点数	自己負 担金の 額①	自己負 担控除 額②	高額療 養費③	附加給 付控除 額④	食事療 養費⑤	助成対 象額⑥

助成金額の計算式 ⑥=①-②-③-④+⑤

振込先金融機関名	口座番号	口座名義人	振込予定日
			年 月 日

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に、書面をもって一宮町長に審査請求をすることができます。
- 決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に提起しなければなりません。

別記第1号様式 (第8条関係)

別記第2号様式 (第10条関係)

別記第3号様式 (第11条関係)

別記第4号様式 (第9条関係)

別記第5号様式 (第12条関係)